

5月大型連休(ゴールデンウィーク)の診療について

平成 31 年 3 月 30 日
医療法人小林病院

本年 5 月の大型連休(ゴールデンウィーク)につきまして、地域医療への貢献のため、また患者さまに安心してお過ごしいただくため、以下の日程で診療を行います。

4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
-	○	-	○	-	-	-	-

:○ 診療あり - 診療なし

診療時間: 8:30~12:00 13:00~17:00
午前診療受付: 8:00~11:30(初診の方は 11:00 まで)
午後診療受付: 8:00~16:30(初診の方は 16:00 まで)

受診を希望される方は、通常どおり正面玄関からお入りください。診療および診療時間については上記のとおりとなっております。入院患者様への面会についても平日同様となっておりますので、ご承知おき下さい。

※注意:

祝日法の規定により、当院が診察を行う4/30、5/2は今年度に限り「休日」となります。よって厚生労働省診療報酬の規定により本来であれば4/30・5/2に受診された患者さまに対しては、「各種時間外・休日加算」を請求させていただくところですが、小田原市医師会・小田原市健康づくり課からの通達により、以下の患者さまにつきましては、左記診療時間内は「時間外・休日加算」の請求をいたしません。

●予約診療

●予定された点滴・処置・消毒等を受けに来院された場合

●高血圧症や脂質異常症、糖尿病等慢性疾患で当院かかりつけの患者さま

尚、上記のような患者さまでも、急な疾患等により急患診療を行うことを目的に診療を行った患者さまに対しては、左記診療時間内であっても「時間外・休日加算」を請求させていただきます。詳しくは総合受付にてお尋ねください。

以上